

ファクタリング取引における債権譲渡が公序良俗違反により無効とされた事例

【文 献 種 別】 判決／旭川地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 10 月 1 日

【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 187 号、令和 1 年（ワ）第 266 号

【事 件 名】 不当利得返還等請求事件（第 1 事件）、供託金還付請求権帰属確認請求事件（第 2 事件）

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 民法 90 条・703 条等

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25591082

武蔵野大学講師 金 安妃

事実の概要

1 原告 X は、公共施設の管理等を行う北海道名寄市の第三セクターであり、A は、X の支配人としての肩書きを有している。被告 Y は、ファクタリング取引等を業とする株式会社であり、C は、Y の支配人である。

2 本件の事実の概要は、以下の通りである。X の資金繰りに困った A が、Y との間で、「X の北海道および名寄市に対する指定管理料の請求権等を Y に譲渡し、弁済期までに買い戻す」という取引を繰り返していたところ、Y が、9 度目の取引で譲り受けた 5 つの債権について、X の債務者である北海道および名寄市に対して、債権譲渡通知をするとともに、債権譲渡登記を行ったため、北海道および名寄市は、債権者不確知を供託原因として、各債権の弁済金を供託した。そこで、X は、A が Y との間で締結した債権譲渡契約は無効であるなどと主張して、Y に対して、①民法 703 条に基づいて、X が Y から受領した譲渡代金と X が Y に交付した買戻代金との差額である約 556 万円等の支払い、② X が本件各供託金の還付請求権を有することの確認等を求めた（第 1 事件）。これに対して、Y は、各債権譲渡契約が有効であることを前提として、Y が本件各供託金の還付請求権を有することの確認を求めた（第 2 事件）。

3 本件における X Y 間の取引の経緯は、以下の通りである。

(1) 平成 28 年 5 月、A は、X の支配人に就任したが、X の経営状態が赤字であったため、A は、黒字であるように粉飾決算をした。

(2) 平成 30 年 5 月、X の運転資金を調達する

必要に迫られた A は、インターネット検索を通して、ファクタリング業を営む Y のことを知り、X の代表取締役である B の承諾を得ることなく、Y に対して、名寄市に対する債権の買取りを希望する旨の売掛債権売買（ファクタリング）申込書等を差し入れた。

(3) 同月 30 日、A は、Y との間で、X Y を当事者とする債権譲渡に関する基本契約（本件基本契約）を締結し、契約書には、X の代表者名で記名・押印した。

(4) 同日、A は、本件基本契約に基づき、名寄市に対する業務委託費請求権を Y に譲渡する旨の債権譲渡契約を締結し、買取申込書には、C の指示通りに、譲渡対象債権の内容や譲渡金額等を記載し、「買取の条件」欄には、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望を記載した（本件債権譲渡 1）。

(5) A は、それ以降も、X の運転資金が不足すると、B の承諾を得ることなく、C の指示通りに譲渡対象債権の内容や譲渡代金等を記載した買取申込書を作成して交付し、同年 6 月から平成 31 年 3 月にかけて債権譲渡契約を締結した（本件債権譲渡 2～8）。なお、本件債権譲渡 2～8 も、本件債権譲渡 1 と同様に、買取申込書の「買取の条件」欄に、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望が記載されており、本件債権譲渡 1～8 の各買取申込書の「買取の条件」欄に記載された買戻代金の合計額は、いずれも各債権譲渡の目的となる債権の買取対象の額面金額と一致していた。また、本件債権譲渡 1～8 は、買取対象とされた債権の額面金額の範囲内で、Y が回収しやすさなどを勘案して各譲受債権のいずれからでも

自由に回収できるものとして契約が締結されており、本件債権譲渡 1～8 で譲渡された債権の額面金額と Y から支払われる譲渡代金との差額の割合（割引率）は、およそ 18%～33% 程度であった。さらに、買取対象とされた債権の額面金額および譲渡代金は、A が必要とする資金の額に応じて、Y が一方的に決めたものであった。

(6) A は、本件債権譲渡 1～5 については、債権の買戻代金を買戻期限内に Y に支払ったが、本件債権譲渡 6～8 については、買戻期限までに買戻代金を全額用意することができなかった。

(7) 平成 31 年 4 月 27 日（本件債権譲渡 8 の買戻期限の翌日）、A は、B の承諾を得ることなく、C に指示された通りに譲渡対象債権の内容や譲渡代金等を記載した買取申込書を作成して交付し、本件債権譲渡 9 を締結した。本件債権譲渡 9 の買取申込書の「売却の条件」欄には、本件各債権を買い戻すまで債務者に対する通知の猶予を求める旨、本件各債権の譲渡代金については、本件債権譲渡 6 の一部および本件債権譲渡 7、8 における債権全部の買戻代金と対当額で相殺することを求める旨等が記載されていた。また、本件債権譲渡 9 における譲渡債権の割引率は約 33% であった。なお、本件債権譲渡 1～9 は、いずれも複数の債権を譲渡するものであり、本件債権譲渡 9 の申込書には、譲渡の目的となる債権ごとに債務者、債権の種類、債権額、買取対象の額面金額、約定支払期限および譲渡金額が記載されていたが、本件債権譲渡 1～8 の申込書では、買取対象の額面金額および譲渡金額については、複数の債権を一括した金額のみが記載されていた。

(8) 令和元年 5 月 30 日、C は、Y の代表者からの指示を受けて、事前に A に告げることなく、北海道および名寄市に対する債権譲渡通知を行うとともに、本件各債権に関する債権譲渡登記を行った。北海道および名寄市は、本件各債権について、債権者不確知を理由として、本件各供託金（合計 6055 万円）の供託をした。なお、本件各債権譲渡の対象とされた北海道および名寄市に対する債権には、譲渡禁止特約が付されていた。

判決の要旨

一部認容、一部破棄。

「本件各債権譲渡において X が譲渡した債権を

買い戻す法的義務を負っていたとは認められず、本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない。」もっとも、「本件債権譲渡 1～8 について、X による譲渡債権の買い戻しが法的義務であったとは認められないものの、A は、X の資金調達的手段として金融機関から融資を受ける代わりに締結したもので、何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであり、Y もこれを認識した上で、X から買戻代金の支払を受ける前提であったと認められるから、本件債権譲渡 1～8 は、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価される。」

本件債権譲渡 1～8 について、「各契約ごとに譲渡代金と買戻金額の差額を最終の買戻期限までの日数に基づいて利息として計算した場合、最も低い本件債権譲渡 1 については年利 88.86% にとどまるものの、本件債権譲渡 2～8 については、年利 190.12%（本件債権譲渡 6）～約 368.68%（本件債権譲渡 2）となり、出資法 5 条 3 項が業として金銭の貸付けを行う者に対して特に重い罰則をもって禁止している上限利率（109.5%）を大きく超えており、X が買戻期限までに全額の買戻しをすることを前提とした場合、Y は短期間で極めて高額の利益を得ることになる。」しかし、Y がこのような「高額の利益を得ることに見合う回収リスクを負担していると評価することはできない」。加えて、「本件各債権譲渡 1～8 に係る譲渡対象の額面金額及び譲渡代金等は、A の資金需要に応じて、Y が一方的に決定したものである。したがって、「本件債権譲渡 2～8 については、Y が、A の急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である」。

判例の解説

一 問題の所在

本件は、主に、北海道や名寄市等に対して複数の金銭債権を有する X と、ファクタリング取引を業として行う Y との間において、ファクタリング取引として複数回にわたって行われた債権譲渡が、貸金業法違反または公序良俗違反によって無効となるかが争われた事案である。

ファクタリング取引には、さまざまな種類のものがあり、代表例の一つとして債権買取型ファクタリングが挙げられる¹⁾。債権買取型ファクタリングとは、売掛債権等の金銭債権を保有するクライアントが、当該債権の支払期日が到来する前に、ファクタリングサービスを提供するファクターに対して当該債権を譲渡し、当該債権の債権額から割引料等を差し引いた金額を譲渡代金として受け取る取引であり、譲渡債権を早期に資金化できることから、資金調達的手段として活用されている²⁾。本来、債権買取型ファクタリングは、クライアントとファクターとの間における債権譲渡によって構成される取引であり、ファクターによる債権回収が予定されている。そのため、これを業として行う場合でも、貸金業法の適用を受けることはなく、割引料等による利益の取得が利息制限法の適用によって制限されることもない³⁾。しかし、債権買取型ファクタリングの中には、本件のように、ファクターがクライアントの債権を債権額よりも安い金額で譲り受けた後に、クライアントが当該債権を債権額と同じ金額で買い戻すことが予定されているなど、その取引の実質が債権譲渡なのか、同じく資金供与という経済的機能を有する金銭消費貸借なのか、判然としないものもある。仮に、ファクタリング取引における債権譲渡が、実質的には金銭消費貸借に該当するのであれば、ファクターは、貸金業法2条1項所定の「貸付け」を業として行うこととなり、貸金業法3条1項が定める貸金業の登録が必要となる。また、割引料等で得られた利益は、利息またはみなし利息に該当するため、利息制限法の上限金利を超過する部分は無効となり（利息制限法1条）、出資法の上限金利を超過するときには、取引自体が無効となる（貸金業法42条1項）⁴⁾。つまり、ファクタリング取引における債権譲渡の効力や、ファクターが取得した利益に対する利息制限法の適用の有無などは、当該取引における債権譲渡の実質が、債権譲渡なのか金銭消費貸借なのかによって異なる。したがって、ファクタリング取引における債権譲渡については、その性質をどのように判断すべきなのか、どのような基準で債権譲渡と金銭消費貸借を区別すべきなのかが問題となる。

二 本判決の判断枠組み

本判決は、本件債権譲渡1～8の性質を判断す

るにあたって、まずは、本件債権譲渡1～8が金銭消費貸借に該当するかを検討し、金銭消費貸借に該当しない場合には、金銭消費貸借に近い経済的機能を有するかを検討する、という二段階の判断枠組みを採用している。なお、本件債権譲渡9については、Aの無権代理によるものであり、Xへの効果帰属が否定されるとして、Xが本件各供託金の還付請求権を有するとの結論に至っているため、金銭消費貸借の該当性などに関する判断はなされていない。

まず、第一段階において、本件債権譲渡1～8が金銭消費貸借に該当するかを検討するにあたり、本判決は、①本件各債権譲渡の申込書には、買戻期限および買戻代金を定めた買戻しの希望が記載されているにすぎないこと、②譲渡債権の買戻しを希望していたのはもっぱらAであったことなどに着目し、Xが譲渡債権の買戻しに関する法的義務を負っていたとはいえないとの理由に基づいて、直ちに金銭消費貸借に当たるとはいえないとの判断を示している。

つぎに、第二段階において、本件債権譲渡1～8が金銭消費貸借に近い経済的機能を有するかを判断するにあたり、本判決は、①本件債権譲渡1～8では、譲渡の目的となる債権ごとに取り対象となる額面金額および譲渡金額が特定されていない点、②Yが債権譲渡通知および債権譲渡登記をしていない点、③本件債権譲渡1～5については、譲渡債権の約定支払日と買戻期限の一部が一致しており、名寄市または北海道から弁済を受けたうえで、Xが買戻代金を支払うことが可能であった点、④Yに譲渡された名寄市および北海道に対する債権には、いずれも譲渡禁止特約が付されていた点に依拠して、「Yは、本件債権譲渡1～8に係る債権について、直接、名寄市及び北海道から回収することを予定しておらず、Xから買戻代金が支払われることを前提として取引に及んだものとみることができ、Yに譲渡された債権は、実質的にXから買戻代金が支払われない場合の担保としての機能を果たしていた」と判示している。また、本判決は、①本件債権譲渡1～8を締結するにあたり、Aが、買戻期限までに譲渡債権を買い戻し、名寄市や北海道に知られることなく資金調達をしようとしていたこと、②Yも、AがXの資金繰りに困って、譲渡禁止特約のある指定委託管理料の請求権を譲渡せざるを得ない状況に追い込

まれており、その発覚を避けるためにも買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであることを認識していたことにも着目し、「本件債権譲渡 1～8 は、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価される」との判断を下している。

そして、本判決は、本件債権譲渡 1～8 が、事実上、金銭消費貸借に近い経済的機能を有することを前提に、本件債権譲渡 1～8 によって Y が取得した利益（Y が X に支払った譲渡代金と、X が Y に支払った買戻金額との差額）を利息として計算し、本件債権譲渡 2～8 については、①出資法 5 条 3 項の上限利率（109.5%）を大幅に超える年利 190.12%～約 368.68% となること、② Y が高額の利益を得ることに見合う回収リスクを負担していないこと、③ Y が、譲渡対象債権の額面金額および譲渡代金等（Y の回収リスクに見合わない高い割引率）を一方的に決定して了承させ、X に譲渡対象債権を額面金額で買い戻すことを余儀なくさせたことなどを理由に、最終的には、「Y が、A の急迫に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものと評価すべきであるから、公序良俗に反し、無効である」との結論を導いている。

三 本判決の意義

事業者間のファクタリング取引における債権譲渡の性質が争われた近時の裁判例としては、本判決のほか、①大阪地判平 29・3・3 判タ 1439 号 179 頁と、②東京地判令 2・9・18 金法 2176 号 68 頁がある。裁判例①は、ファクターが債権譲渡によって利息制限法の制限利率を上回る利益を得ているにもかかわらず、それを正当化しうる債権回収リスクを負っていないこと、債権の額面とは無関係に金員の授受が行われていたこと、クライアントが買戻しを行わざるを得ない立場にあったことなどを理由に、金銭消費貸借に準じるものであると判示した事例である。これに対して、裁判例②は、譲渡債権の債務不履行リスクがファクターに移転していること、債権額面と買取額の差額が担保目的であることを推認させるほど大幅ではないことなどを理由に、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借であると認めることはできないと判示した事例である。なお、裁判例②は、ファクターへの債務不履行リスクの移転を基礎付ける事実と

して、ファクターがクライアントに対する償還請求権（譲渡債権を回収できない場合に、クライアントに対して回収金額の支払いを請求する権利）を有しておらず、クライアントによる買戻しも予定されていないことを指摘している。

前記二で言及したように、本判決は、X Y 間のファクタリング取引における債権譲渡の性質について、第一段階では、X が譲渡債権の買戻しに関する法的義務を負っていたとは認められないとして、金銭消費貸借の該当性を否定し、第二段階では、X による買戻しが前提とされていたことを理由に、事実上、譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有すると判示している。このように、本判決は、クライアントが買戻しに関する法的義務を負っていたか、クライアントによる買戻しが前提とされていたか、といったクライアントによる買戻しに関する事情に依拠して、債権譲渡の性質を判断している。この点、裁判例①は、ファクタリング取引における債権譲渡が金銭消費貸借に準じるものであると判示するにあたって、クライアントが買戻しを行わざるを得ない立場にあったことに着目している。また、裁判例②は、金銭消費貸借に該当しないと判示するにあたって、ファクターへの債務不履行リスクの移転を基礎付ける事情の一つとして、クライアントによる買戻しが予定されていないことに着目している。したがって、本判決は、裁判例①②とあわせて、ファクタリング取引における債権譲渡の性質を判断する際には、クライアントによる買戻しに関する事情が重要な考慮要素となることを示す一例であるといえよう。

●——注

- 1) ファクタリング取引の種類に関する先行研究として、田邊光政『ファクタリングの基礎知識〔改訂第 2 版〕』（商事法務、1983 年）43 頁以下がある。
- 2) 田邊・前掲注 1) 1～5 頁、藤澤尚江「中小企業金融としてのファクタリング取引（上）」阪法 54 巻 1 号（2004 年）247 頁以下、池田真朗「中小企業債権の流動化」ジュリ 1201 号（2001 年）38 頁以下、村山由香里「『貸金業』の該当性に関する一考察」金法 1991 号（2014 年）68 頁以下、佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」金法 2146 号（2020 年）35 頁以下参照。
- 3) 村山・前掲注 2) 72 頁、高尾知達「ファクタリング取引の輪郭」ビジネス法務 20 巻 11 号（2020 年）154 頁。
- 4) 佐野・前掲注 2) 40 頁。